

マイナンバー（個人番号）制度Q&A

Q1. マイナンバー（個人番号）カードを申請しましたが、取り消しはできますか？

A. 申請の取り消しは可能です。取り消しを希望される場合は、住民課へご相談ください。

Q2. マイナンバーカードを申請しましたが、カード受領前に転出することになりました。カードをどのように受け取ればよいですか？

A. マイナンバーカードの申請中に転出された場合は、カードを受け取ることができません。転入後の市区町村窓口で、再申請が必要です。

Q3. マイナンバーカード、通知カードの記載内容に変更があった場合はどうしたらよいですか？

A. 引っ越しや結婚などで住所や氏名などに変更があった場合は、カードの記載内容の変更が必要です。変更のある方は、変更後14日以内にお住まいの市区町村窓口へ届け出てください。

※3月下旬から4月上旬は住民異動届が多いため、窓口が非常に混雑します。

Q4. マイナンバーカードを紛失した場合はどうしたらよいですか？

A. マイナンバーカード機能一時停止の手続きが必要です。マイナンバー総合フリーダイヤルへ連絡後、最寄りの警察・交番と役場に紛失の届出をしてください。
なお、通知カード紛失の場合は最寄りの警察・交番と役場に紛失の届出をしてください。



マイナちゃん

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115 マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178

お試し住宅の利用者を募集します

伯耆町では、鳥取県外の方に移住先を考える判断材料の一つとして、まちの様子を知り、暮らしを実際に体験してもらう機会を提供するため、短期滞在用のお試し住宅の貸し出しを行います。

伯耆町への移住を検討し、お試し住宅の利用を希望される方は、ぜひお申し込みください。

●利用条件など

利用できる方	県外から本町への移住を検討している方 (転勤又は婚姻による移住者は除きます。)
利用期間	7日以上90日以内
利用料金	●7日 10,000円 ●8日目～90日目まで 1日あたり1,000円を加算 (※光熱水費、日常生活に係る消耗品などは個人負担です。)

●受付開始 4月1日から

●申込方法

「伯耆町お試し住宅事業実施要綱」をご確認のうえ、下記の担当窓口まで、電話またはメールでお問い合わせください。
担当窓口にお問い合わせの後、**伯耆町お試し住宅使用申込書**に必要事項を記入して、申込者の身分証明書の写し（住民票、運転免許証など）を添付し、郵送でお申し込みください。

申込み・問い合わせ先 企画課町づくり推進室 TEL:0859-68-3113 FAX:0859-68-3866
Mail:machidukuri@houki-town.jp

